

No.	質問事項	質問内容	回答
1	委託仕様書2(2)に記載の「2社以上の大手量販店の協力を得て」について	今年度の事業までにすでに協力している大手量販店の企業名を教えてください。	・イオンリテール株式会社、イオン東北株式会社、ベルク株式会社、株式会社カスミ、株式会社ベイシアです。
2	委託仕様書2(7)に記載の「専門販売員」について	事業を受託した際に、今年度の事業までに研修を受けて派遣されている販売員もしくは派遣元企業を県から紹介いただくことは可能でしょうか。また、今年度の時給単価の実績または時給単価の上限はいくらでしょうか。	・専門販売員の派遣実績がある企業名をお伝えすることはできますが、研修を受けた販売員の派遣については県は担保できません。 ・販売員の時給単価については把握していません。当委託業務上で当該単価に上限は設けていません。
3	委託仕様書2(8)に記載の「ブランド化した水産物」について	具体的な魚種は何でしょうか。	・福島県産水産物で、県内各産地市場へ水揚げされた魚種一般を指します（県内各産地市場では福島県産水産物の高品質化に取り組んでおり、そこから出荷される魚種一般は「常磐もの」との通称で評価を受けてきた経緯があるため）。
4	委託仕様書2(10)イに記載の「販促イベント」について	販促イベントの種類や規模を企画するにあたり、過去に実施した販促イベントの事例をいくつか教えてください。	・参考事例として以下のイベントを実施した実績があります。 1 量販店での試食品の無償配布 県産水産物を用いた料理の試食100~200食を販売コーナーで無償提供した。 2 タレントによる集客 ゴー☆ジャス、あかつ等のタレントを起用した店舗における県産水産物のPR、購買促進に関するイベントを実施した。
5	委託仕様書2(10)エに記載の「販売促進活動等の取組」について	この取組についても大手量販店との連携は必須ですか。例えば、大規模イベントにブース出展するあたり、自社スタッフもしくは生産者が試食や物販を行う場合を想定しています。	・大手量販店との連携は必須としませんが、当該仕様項目は「販売店の販売量拡大に向けた購買促進対策」として実施してください。
6	「大手量販店等」の定義について	量販店ではなく鮮魚または魚惣菜の専門店ですが、「サカナバッカ」という小売店が2025年4月時点で首都圏に10店舗ありますが、本事業における販売店とすることは可能でしょうか。また、自社運営の小売店での販売促進企画を提案することは審査の中で加点されますでしょうか。	・鮮魚または魚惣菜を専門とする小売店においての販売を当事業で行うことは可能ですが、その内容が審査において加点対象となるかは、企画提案内容に対する審査委員の判断によるものでありお答えできません。 ・なお当委託事業は「増大する水場に対応した水産物の販路・消費の拡大に向け販売先となる量販店を確保」するために実施することに留意の上、この目的達成に寄与する販売規模をもつ量販店での取組を提案いただくようお願いいたします。
7	委託仕様書2(10)ウについて	・委託仕様書の(10)ウに「事業全般を通して本件水産物の販路回復にどのような効果があったか」とありますが、提案のためには現状把握：前年の数字実績データが必要ですので、前年の「令和6年度福島県産水産物競争力強化支援事業」においての 1. 常設棚設置量販店と一時的な販売(中部・関西・中京・甲信越・東北)を実施した量販店 2. 1. の量販店にて流通し販売された水産物の数量および金額(経済規模) ⇒24年1月~12月 こちらについて、ご教示ください。	・常設販売棚を設置した店舗は以下のとおりです。 イオンスタイル品川シーサイド、イオンスタイル板橋、イオン東久留米店、イオンむさし村山店、イオンスタイル日の出、イオン東雲店、イオン与野店、イオンスタイル北戸田、イオンスタイルレイクタウン、イオン浦和美園店、イオン川口前川店、イオンスタイル川口、イオンスタイル高崎、イオンスタイル天万町、イオン仙台中山店、イオンスタイル新浦安 ・一時的な販売を実施した店舗は以下のとおりです。 イオンスタイルワンダーシティ、イオンスタイル名古屋則武、イオン守山店、イオンスタイル新豊川、イオン熱田店、イオン八事店、イオン新瑞橋店、イオン塚北花田店、イオンスタイル東淀川、イオンスタイル京都桂川、イオンスタイル新発田中田、イオンスタイル新潟亀田インター、イオン大垣店、イオンスタイル各務原インター、イオンスタイル広島府中、イオンスタイル岡山、カスミフードスクエア八潮大曾根店、カスミフードスクエア八潮駅前店、カスミフードスクエアつくばスタイル店、カスミフードスクエア水戸赤塚店、カスミフードスクエアイオンタウン守谷店、ベルク光が丘店、ベルク練馬高松店、ベイシア日高モール店 ・販売された水産物の数量について令和6年分は集計中で示せませんが、令和5年度(R5.4月~R6.3月)は月10日以上の販売を行う16店舗と一時的な販売の16店舗で約70トンでした。金額については各販売店の経営に関する情報であるため明らかにすることはできません。

No.	質問事項	質問内容	回答
9	「販路回復」の定義と、具体的な数字目標について	前提として、貴県がこの仕様書で指す「販路回復」の定義と貴県が考える具体的な数字目標をご教示ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・この委託仕様書で記載した「販路回復」とは、震災以前取引のあった水産物の産地市場からの仕向け先において、流通が乏しくなった、又は途絶えてしまった状況からの回復と定義します。 ・当事業における販路回復の具体的な数値目標はございませんが、当事業が「増大する水場に対応した水産物の販路・消費の拡大に向け販売先となる量販店を確保」のために実施することから、県が定める沿岸漁業水揚金額の目標100億円を令和12年までに達成するため、必要な販路を回復していくことを想定し、効果を検証する内容を提案してください。
10	委託仕様書2(3)に関して	<ul style="list-style-type: none"> ・「月10日以上、毎月継続して」とあるが、実施月は何月から何月までを想定していますでしょうか。特に開始月に関し、契約締結が4月となり、契約後、生産側の調整・販売員の研修・販促物の制作・準備等を行うことから、4月から実施は現実的になり厳しいスケジュールであると思われませんが、開始月に関してどのようにお考えでいらっしゃいますでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・開始する月に条件を設けておりませんが、当事業が「増大する水場に対応した水産物の販路・消費の拡大に向け販売先となる量販店を確保」のために実施するもので、今年度も同様の取組で量販店を年度内は確保していることから、継続的な取組に配慮した提案をお願いします。
11	委託仕様書2(4)に関して	<ul style="list-style-type: none"> ・既に取り組んでいる大手量販店と言うのは、(2)で実施する量販店2社のことを指しているという認識で間違いありませんでしょうか。 ・「取り組みの説明、水産物の流通の調整等による誘因を行う」とありますが、(2)のフェアへの参加ではなく、あくまで取り扱いに向けた誘因活動を行うという認識で間違いありませんでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・お見込みのとおりです。
12	委託仕様書2(8)に関して	<ul style="list-style-type: none"> ・「第3者認証や県の水産物強化支援事業を活用しブランド化した水産物」と言うのは、具体的にどの品目になりますでしょうか。調査方法、参照するURL等があればご教授いただきたく存じます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・No.3の質問への回答のとおりです。 ・なお、以下に記載したURLの福島県水産課作成のWEBページ等を参考としてください。 「常磐ものNAVI」 https://fukushima-jobanmono.jp/
13	委託仕様書2(10)アに関して	<ul style="list-style-type: none"> ・「映像媒体などの資料により提供する」とありますが、想定されている映像資料は既に福島県様で制作をされた映像でしょうか。それとも当事業で新規に制作する想定映像でしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・福島県で制作したもの、当事業で新規に製作するものどちらを用いても構いません。
14	委託仕様書2(10)イに関して	<ul style="list-style-type: none"> ・「販促イベントを34回以上開催する」とありますが、34回と言うのは、(3)の量販店の月の実施店舗数17店舗の倍にあたりますが、何か相関性があるのでしょうか。量販店17店舗での販売のPRに寄与するべく、各店舗2回程度ずつPRを兼ねたイベントを実施して欲しい、という意図でしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当委託業務に係る大手量販店等における県産水産物の購買促進対策とする以外に、その回数は仕様書に定める他の取組に関係するものではありません。
15	委託仕様書2(10)エに関して	<ul style="list-style-type: none"> ・「販売促進活動等の取り組みを5回以上実施する」とありますが、実施エリアに制約はないという認識で間違いありませんでしょうか。また、このイベントの目的は、(10)に記載のある通り、量販店販売店舗の売り上げ拡充につながる販促活動と言う認識で間違いありませんでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「販売促進活動等」については、実施エリアに制約はございませんが、当委託業務に係る大手量販店等における県産水産物の購買促進対策として、首都圏等のほか、一時的な販売を行う中部、関西、中京、甲信越、東北各地方の販売に寄与することに配慮した提案をお願いします。